

令和 6 年度

国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

(国立大学経営改革促進事業)

公募要領

令和 6 年 6 月

文部科学省

# 令和6年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金 (国立大学経営改革促進事業)

## 公募要領

### 基本的な考え方

我が国の社会構造は、生産年齢人口の減少や、地方の過疎化といった課題に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大とそれを契機としたデジタル・トランスフォーメーションの加速、SDGs への取組拡大などあらゆる側面において、かつて経験したことのないスピードで大きな変化が進行している。

こうした状況の中、第4期中期目標期間における国立大学は、それぞれのミッションを踏まえつつ、ポスト・コロナ、地方創生、Society5.0、SDGs 等への貢献を通じて、我が国社会の公共財として、様々なステークホルダーとの連携・協働を介して、社会変革や地域の課題解決を主導していくことにより社会・経済・国民生活等への影響（インパクト）を与えるとともに、国立大学自身が自律的・戦略的な経営を進めていくことが求められる。

そのためには、学長がリーダーシップを発揮するなどにより、法人化のメリットを最大限に活かした経営改革の推進が不可欠となっている。本事業は、このような観点に立って、国立大学の経営改革の実装を実現・加速し、各大学のミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、社会的インパクトの創出に先導的に取り組む大学に対して支援を行うものである。

### 支援・申請の概要

上記の基本的な考え方に基づき、“学内における資源再配分”、“全学的な組織改革”、様々なステークホルダーとの連携・協働を通じた“外部からの資金獲得増”を柱とした学長のリーダーシップに基づく優れた経営改革構想と、ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じた社会的インパクトの創出を先導する取組に対して集中的・重点的支援を行う。

#### (1) 支援対象

“トップレベルの教育研究”の展開を目指す国立大学法人

(支援する取組のイメージ)

- トップレベルの教育研究の展開を目指し、大学院改革を大胆に進めるなど全学的な組織改革を実現するとともにリソースの重点投資による研究力の飛躍的向上と産学連携体制の抜本的強化による戦略的外部資金

の獲得増により経営改革を実現する取組や、さらに知的アセットの価値化による収入増や大学独自基金の造成など、より長期的な視点で財務・経営基盤を強化する取組

※・博士課程を中心とする大学院教育の抜本的改革、持続的な若手テニュアポストの確保に向けた仕組みや若手にとって魅力ある研究の場の構築といった取組も含む

## (2) 申請要件

ア) 申請者は、(1)に該当する経営改革構想に基づく調書を作成し、文部科学大臣宛に提出することにより補助金の申請を行うこと(調書の提出先は、審査方法等(1)提出資料・提出期限を参照)。

イ) 調書の作成にあたっては、以下の事項について、わかりやすく過度な重複がないよう簡潔に記載すること。

### 1. 大学全体の経営改革のビジョン

✓ 知的アセットの価値化による収入増や大学独自基金の造成など、より長期的な視点で財務・経営基盤を強化するために、どのような経営改革のビジョン(経営改革構想)を描いているか。また、それを実現するために、第4期中期目標期間における各大学のミッションに基づく改革構想を描いているか。

※「様々なステークホルダーとの連携・協働体制の構築」、「外部資金の獲得」、「学内資源の再配分」、「全学的な組織改革」の観点を踏まえて記載すること。

- ✓ 経営改革構想が実現することにより、大学全体の構造(システムや仕組み)がどのように変化するか。
- ✓ 事業実施前後の収支状況を比較し、外部資金の獲得をはじめとする財務基盤の強化によって資金の循環を実現させることによる効果の見込みが、本補助金による支援を少なくとも上回るか。
- ✓ トップレベルの教育研究の展開に向け、国際的な研究・人材育成の拠点となるための課題が十分に分析されているか(世界の有力大学と比較した課題の抽出に向けた課題・取組の分析等)。

### 2. 補助金を活用した取組の位置付け及びその具体的な内容

- ✓ 経営改革構想の中で、本補助金を活用した取組がどのように位置付けられるか。
- ✓ 国際的な研究・人材育成の拠点となるための課題等を解決していくための資金獲得等の方策が、定性的及び定量的に示されているか。
- ✓ 本補助金を活用した取組の実施によって、社会・経済・国民生活等にどのようなインパクトをもたらすことが期待されるか。
- ✓ 本補助金を活用した取組の具体的な内容(事業期間全体と令和6年度に分けて記載。また、取組が複数の場合は取組ごとに記載。)

### 3. 経営改革構想実現に向けたこれまでの成果・実績

- ✓ 経営改革構想の実現に向けたこれまでの改革実績（外部資金獲得に向けた改革（特に知的財産の活用や寄附金等の獲得に向けた取組や体制整備など）、人事権の集約等人事給与マネジメント改革、学長補佐体制の充実や資金配分に係るガバナンスの改革など）
- ✓ 特に、第3期中期目標期間に本事業の採択を受けていた法人については、これまでの事業における取組の実績や課題を分析するとともに、今回の申請における構想や取組との関連性や違いが明確に記載されているか。

### 4. 本事業終了後における取組の持続性の担保

- ✓ 本事業における取組のうち補助金支援の終了後も実施する取組について、構想を発展させつつ持続的に取り組むことが可能か。
  - ✓ 補助期間終了後に必要な経費（金額）を明示し、それをどの財源からいくらずつ捻出することにより事業継続が可能となるのかが、明確に記載されているか。
- ※補助期間終了後において、長期的な経営改革ビジョンの達成状況を確認する場合があります。

### 5. 達成すべき成果目標及び具体的な評価指標（KPI）

- ✓ 経営改革構想の実現や本補助金を活用した取組の実施により、達成すべき教育、研究、社会貢献及び経営面に関わる成果目標、及び成果目標を測定する具体的な評価指標（KPI）を設定（令和6年度以降事業終了までのKPI）しているか。
- ※経営改革構想の実現に係る成果目標及びKPIと、当該経営改革構想中、本補助金を活用した取組の実施に係る成果目標及びKPIをそれぞれ明示

#### 《KPIの設定（例）》

次のKPIの項目等について、少なくとも各大学の現状値を定量的に上回るKPIを設定

○研究力に関するKPI

- ・トップ10%補正論文数の掲載状況

（例：13%以上、一定編数以上（各年度の大学のIRデータ））など

○外部資金獲得に関するKPI

- ・経常収益に占める外部資金の獲得割合

（例：20%以上（各年度の財務諸表））など

○国際化に関するKPI

- ・国際共著論文比率

（例：30%以上、一定編数以上（各年度の大学のIRデータ））など

いずれの法人においても、以下等のマネジメントに係るKPIを、当該大学

の現状値を定量的に上回る KPI として設定

○人事給与システム改革に関する KPI

- ・若手教員の確保など、教員の年齢構成の適正化

(例：若手教員比率 3 割以上 (各年度の大学の IR データ) ) など

- ・大学全体の人事マネジメントの集約

- ・教員の流動性の向上 (例：自校出身者占有率) など

○その他マネジメントに係る KPI 等

## 6. 学長裁量経費・外部資金との連動

- ✓ 本補助金と、学長裁量経費 (国立大学法人運営費交付金内に区分) 及び外部資金を連動させて取組を進めているか (※本補助金額に対し、外部資金が 2 分の 1 以上であることが必要)

ウ) 申請の際、以下の要件をクリアしていること。

- ・大学として学生募集停止中でないこと
- ・本事業への申請の前年度 (5 月 1 日時点) において、大学全体の収容定員充足率が 85% 以上であること
- ・設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと
- ・学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 109 条第 2 項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと
- ・これまでの規制緩和に関する、以下のいずれかの取組を実施していること
  - ① 国立大学法人法第 33 条第 1 項 (国立大学法人法施行令第 8 条第 4 号に掲げるものの費用に充てるために限る。) により、長期借入金をし、又は債券を発行していること (大学債の発行)
  - ② 国立大学法人法第 33 条の 5 第 1 項に規定する方法により資金を運用することについて文部科学大臣から認定 (国立大学法人法第 34 条の 3 における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準 (平成 29 年 3 月 31 日文部科学大臣決定) 第 3 の認定に限る。) を受けていること若しくは同法第 34 条第 1 項の指定を受けていること又は同法第 34 条の 6 第 1 項の指定を受けていること (余裕金の運用)
  - ③ 国立大学法人法第 22 条第 2 項又は第 34 条の 2 第 2 項に基づく文部科学大臣の認可を受けていること (出資関係)

### (3) 支援内容

本事業における支援内容は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、国立大学改革・研究基盤強化推進補助金交付要綱 (令和 4 年 5 月 6 日文部科学大臣決定) に定めるほか、次のとおり取り扱うものとする。

(支出できる経費 (例) )

本補助金に申請できる経費は、事業の実施に必要であって、本補助金を活用することが適切な経費に限ることとし、大学運営において当然に必要な教職員に係る人件費や設備備品に係る経費など、国立大学法人運営費交付金から支出すべき経費を本補助金から支出することはできない。

想定される経費としては、例えば、以下のようなものが挙げられる。

- ① 知的アセットの価値化による収入増を図るための体制整備に必要な経費
  - ・ 知財の専門家、URAに係る人件費
  - ・ 共同研究、スタートアップ推進に係る調査研究費
- ② 大学独自基金の造成を図るための体制整備に必要な経費
  - ・ CFO、CIO、ファンドレイザー等の専門性を有する人材に係る人件費
- ③ トップレベルの教育研究の展開を目指すために必要な経費
  - ・ 国際的な教育研究環境を整備するための外国人教員の人件費や設備備品費
  - ・ 産学連携や出資事業の推進、寄附金の拡充等外部資金の獲得を抜本的に進めるための人件費や研究開発費
  - ・ IRによるデータ分析のための外部アナリストやIRシステム運営マネージャーの人件費
  - ・ トップレベルの教育研究を展開していくために必要となる戦略立案を行うための調査研究費

(支出できない経費 (例) )

本補助金による支出ができない経費として、例えば以下のようなものが挙げられる。なお、この他にも、補助事業内容に応じて本補助金による支出の必要性を勘案した結果、使用できない場合がある。

- (i) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- (ii) 航空保険やレンタカー保険といった、任意で加入する保険等、各個人が負担すべき経費
- (iii) 学生への奨学金等の、学生に対する研究奨励金や学資金の援助のための経費
- (iv) その他、事業遂行のために本補助金を支出する直接の必要がないと考えられる経費
  - ・ 懇親会経費や酒、煙草等に係る経費・手土産などの経費 等
- (v) 本補助事業以外の用途に使用する等の、法令や交付要綱等に反した使用に係る経費
  - ・ 本補助事業以外の取組に使用する物品等に係る経費
  - ・ 翌年度の事業に使用する物品等、当該補助事業実施期間内に使用しないものに係る経費
  - ・ 補助事業実施期間中に納品されなかった物品等に係る経費
  - ・ 補助事業実施期間中に役務提供が完了していない経費 等

(事業経費の査定)

公募申請時の補助金予定額と採択決定時の補助金内示額に差額がある場合、当該差額は自己財源などにより充当し、事業規模を確保すること。

(4) 期間等

ア) 事業の期間

事業の期間は4年間とする。

イ) 補助の逡減

令和7年度以降も継続して補助金が交付される場合、補助金支援の終了後も大学において持続的に構想を発展させる観点から、補助金額は事業初年度から最終年度にかけて順次逡減させることを予定(50%減程度)。そのことを踏まえて、学長裁量経費・外部資金と連動させた申請期間各年にわたる資金計画を作成すること。

ウ) 補助件数・事業規模

最終的な補助件数については、有識者による検討会が決定する。補助事業支援総額は881百万円(令和6年度)とし、このうち各法人への支援額については、各法人の申請額を踏まえ、構想内容・採択件数に応じ、有識者による検討会が決定する。

エ) 採択事業のフォローアップ

経営改革構想の実現状況を把握・分析し、さらなる取組の推進を図るため、採択された事業については、事業期間2年目終了時にKPIの達成状況を含めた取組の進捗状況を確認するとともに、着実な進捗が見られない場合は、見直し・改善方策の提出を求める。また、事業期間2年目終了時のフォローアップの結果を踏まえて、3年目以降の補助金額に反映させることを予定している。

## 審査方法等

(1) 提出資料・提出期限

ア) 提出資料

i) 【様式】国立大学経営改革促進事業 計画調書

ii) 経営改革構想及び取組の内容を、図、写真等を用いてまとめた資料

(ポンチ絵。パワーポイントスライドのサイズは標準(4:3)とし、用紙はA4横向き片面5枚以内で作成すること。)

※ii)については、審査資料となることを念頭に置いていただき、「支援・申請の概要(2)イ」の全ての項目が明確となるよう作成すること。

イ) 提出方法

提出期限までに、上記ア)提出資料の電子媒体(編集可能なファイル形式)を電子メールにて提出すること。

ウ) 提出期限：令和6年7月19日（金）17時【厳守】

提出期限後の資料の提出、差し替え及び訂正は認められないため、提出期限を遵守するとともに、内容等の確認を十分に行うこと。

エ) 提出先

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課 専門職付（補助金担当）宛  
hojinka@mext.go.jp

※メール件名は「00【〇〇大学】令和6年度国立大学経営改革促進事業の申請について」とすること（00は法人番号）

(2) 審査方法等（予定）

- 審査は原則、書面及びヒアリング（オンライン）により実施する。
  - 本補助金交付先の選定のための審査は、文部科学省が設置する有識者による検討会において行う。
  - 有識者による検討会に関する庶務は、政府の科学技術イノベーション施策に関する助言を得る観点から、内閣府の協力を得つつ、国立大学法人支援課において処理する。
- ※多数の申請があった場合には、書面審査（1次審査）を通過した申請についてのみヒアリング（2次審査）を実施する場合がある。

## その他留意事項

(1) 申請情報の公表等

公募締切後、申請大学名、経営改革構想名を公表する予定としている。また、採択された大学の計画調書等については、公表することが大学の正当な利益を害すると検討会で判断されたものを除き、原則として公表する予定としている。

(2) 情報公表の促進

採択された大学については、国からの重点的な支援を受けることにより社会への説明責任を果たす必要があることから、本事業による成果や構想・取組の進捗、学修成果の可視化や教育・研究コストの可視化など、情報の公開を積極的に進めること。

(3) 公募期間中の問合せ等の取扱い

公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はウェブサイトにて公開している本件の公募情報に開示する。

(4) 国際卓越研究大学の認定を受け、支援が開始された場合の取扱い

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第4条に基づく認定を受け、支援が開始された場合は、本補助金による支援を打ち切ることとする。



(5) 採択までのスケジュール (予定)

令和6年

6月 7日 (金) 公募開始

7月19日 (金) 17時 提出期限

8月上旬～ 有識者会議における審査 (ヒアリングを含む)

9月上旬 交付内定

9月中旬 交付決定

※審査の状況等により変更する場合がある

**【本件担当】**

文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課  
専門職付 (補助金担当) 大森・秋元

T E L : (代表) 03-5253-4111、(内線) 2494

MAIL : hojinka@mext.go.jp